

秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用

(令和元年 6 月 27 日 整－765)

第 2 条関係（定義）

- 1 秋田県週休 2 日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 3 号の「当該週休 2 日制工事に係る作業」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。
- 2 要綱第 2 条第 5 号の「別に定める期間」とは、次の（１）から（４）までの期間とする。
 - （１）工場製作を含む工事において、工場製作のみを実施している期間
 - （２）工事全体を一時中止している期間
 - （３）施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
 - （４）余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

第 4 条関係（週休 2 日制工事の指定等）

- 1 要綱第 4 条第 1 号に定める「週休 2 日制工事」について、次のいずれかに該当する工事は、対象外とする。
 - （１）災害復旧工事
 - （２）工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
 - （３）河川協議等の関係機関との協議により工程上の制約のある工事
 - （４）製作・据付工事等の現場施工が 4 週間未満の工事
- 2 発注者は、対象工事契約後、技術管理課が指定する一覧表を更新するものとする。

（入札公告等）

- 3 要綱第 4 条第 1 号に定める「週休 2 日制工事」とする場合は、次のとおりとする。
 - （１）発注概要書（A. 入札参加資格等）には、「その他の事項」欄に下記事項を追記するものとする。
 - ・本工事は秋田県週休 2 日制工事である。
 - ・その他特記仕様書及び現場説明書に記載した事項を確認すること。
 - （２）特記仕様書には、別紙 1 のとおり記載するものとする。
 - （３）現場説明書（条件明示）には、別紙 2 のとおり記載するものとする。

（休暇取得状況の確認方法）

- 4 毎月の履行報告書（別紙 3-1 参照）に勤務状況確認表（別紙 3-2 参照）を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

（週休 2 日制工事の指定の解除）

- 5 要綱第 4 条第 2 項の「週休 2 日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、

当該週休 2 日制工事の現場が被災した場合など、週休 2 日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

第 5 条関係（工事成績評定）

- 1 「受注者の責によらない理由」とは、やむを得ない理由によるものとする。
やむを得ない理由の例については、次の（１）から（４）のとおりとする。
 - （１）異常気象等に起因する工程の遅延
 - （２）発注後、協議等により施工期間に制約があった場合
 - （３）農業者の営農に支障を及ぼすため工事完成を優先した場合
 - （４）工事目的物の引渡し前に災害等が発生した場合

第 6 条関係（工期変更）

- 1 週休 2 日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

第 7 条関係（工事費の積算）

- 1 現場閉所の状況に応じた直接工事費及び間接工事費の補正については、農業農村整備工事標準積算基準書（一般土木）により積算するものとする。
- 2 農業農村整備工事における積算は、次のとおり実施するものとする。
 - （１）工事発注時より、4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数（別表 1）を、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費に乘じるものとする。
 - （２）工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、達成状況に応じて別表 1 に掲げる現場閉所率による補正係数の見直しを行い、変更するものとする。
- 3 市場単価の補正係数は別表 2 による。

第 9 条関係（その他）

（工期設定及び施工計画書等）

- 1 週休 2 日制工事の実施においては、余裕を持った工期設定を行うものとする。
- 2 施工計画書及び実施工程表については、4 週 8 休以上を考慮したものを提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙 3-1、3-2）については契約後、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

（工事名標示板）

- 4 工事名標示板には週休 2 日制工事であることを明記するものとする（別紙 4 参照）。

附 則（令和元年6月27日整－765）
この通知は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日整－2129 一部改定）
この通知は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和2年5月7日整－280 一部改定）
この通知は、令和2年5月10日から施行する。

附 則（令和2年9月10日整－1002 一部改定）
この通知は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日整－477 一部改定）
この通知は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年9月21日整－1099 一部改正）
この通知は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日整－2381 一部改正）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日整－2522 一部改正）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別表１ 現場閉所率による補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日
労 務 費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費率		1.02	1.03	1.04	
現場管理費率		1.03	1.04	1.06	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25.0%未満	25.0%以上 28.5%未満	28.5%以上	

別表２ 市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.01	1.03	1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防護網）		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02